

オランダ
判例速報
2025年
3/4月号

【労働法】

和解契約の中で合意された弁護士費用の補助を使用者が拒んだ事例
(Overijssel地方裁判所2024年12月17日判決¹)

労働法によりますと、労働契約の終了に関する合意は、書面で行う必要があります（言い換えますと、使用者と労働者が書面で合意すれば、労働契約は終了します）²。また、民法によりますと、和解契約の当事者は、当事者間の法的状況に関する不確実性や紛争を終結または回避するために、問題となる事実関係を確定し且つそれに自らを拘束し、それが例え既存の法的立場と異なる場合にも適用することを意図します³。実務ではよく、紛争の蒸し返しを防止するため、労働契約終了に関する合意を和解契約として構成します。そして、そのような和解契約の典型的な条件の一つに、使用者による労働者側の弁護士費用の補助があります。労働者および使用者は、この金額を自由に交渉および合意することができます。

本件は、（元）労働者が（元）使用者を相手に裁判所に訴えを提起し、和解契約の中で合意された弁護士費用の補助を支払うよう（元）使用者に命じることを請求しました（請求認容）。判断基準に目新しいものはございませんが、召喚状の送達日から判決日までの間隔や、裁判所が通常どのように敗訴当事者負担分の訴訟費用を計算するか（点数表）をご理解いただくのに役立つと思い、ご紹介いたします。

1. 手続きの流れ

1.1 本件手続きの進行状況は、以下の書面により説明される：

- 2024年7月22日付召喚状
- 2024年9月24日付答弁書
- 2024年11月12日付証拠書類説明書および訴額の増額

1.2 2024年11月12日に口頭審理が行われた。[原告]は代理人弁護士のAsbroek氏の補佐のもと出席した。De Interieurbouwers（使用者）は（...）欠席した。Asbroek氏は、口頭審理の場で、本件請求の内容を説明した。

1.3 最後に、判決の言渡し日が決定された。

¹ ECLI:NL:RBOVE:2024:6937

² Art. 7:670b lid 1 BW.

³ 原語は、Vaststellingsovereenkomst。Art. 7:900 lid 1 BW。

2. 事実関係

2.1 [原告] と De interieurbouwers との間には労働契約（以下「本件労働契約」）が存在した。2024年2月27日、[原告] と De Interieurbouwers は、（本件労働契約の終了について）和解契約⁴（以下「本件和解契約」）を締結し、2024年5月1日をもって本件労働契約が終了した。

2.2 本件和解契約には、De interieurbouwers が（[原告] の）弁護士費用を補助することが規定されている。本件和解契約第5条には次のように規定されている：

5. 弁護士費用の補助

5.1 使用者は、労働者が実際に負担した弁護士費用を、弁護士の事務所費用を含め、付加価値税を除き、最高4,000ユーロまで補助する。(...)

5.2 弁護士費用の補助を受けるためには、労働者は、本契約に署名した後、遅くとも労働契約終了日から1ヶ月以内に、労働者が負担した弁護士費用の証明として、法的扶助の提供者からの請求書を使用者に提出しなければならない。この請求書は労働者に宛てて発行されなくてはならない。使用者は、請求書を受領してから30日以内に労働者に支払うものとする。

2.3 2024年4月10日、[原告] の代理人は付加価値税を含む4,840ユーロの請求書を発行した。当該請求書は [原告] に宛てて作成された。代理人は、当該請求書を De Interieurbouwers に送付した。De Interieurbouwers は当該請求書の支払いを行わなかった。

3 争点

3.1 [原告] は、当裁判所が、仮執行宣言を付して、判決により、De Interieurbouwers に対して以下を命じることを請求している：

1. 2024年2月27日に締結された本件和解契約の合意を、判決送達後3日以内に履行すること；
2. 実際の訴訟費用12,107.32ユーロ、もしくは小地区裁判所が妥当とみなす訴訟費用、または裁判所により定められる点数表に従って計算される訴訟費用および判決後費用を支払うこと。

3.2 De Interieurbouwers は答弁を行った。

3.3 以下、必要な範囲で当事者らの主張を詳しく説明する。

4 判旨

4.1 [原告] は、本件手続きを利用して、De Interieurbouwers が当事者間で合意された弁護士費用を支払うよう命じられることを望んでいる。これに対して De Interieurbouwers は、問題となる弁護士費用が過大であるとして、また、[原告] 代理人の交渉への対応が不必要に遅く、そのために De Interieurbouwers が [原告] の賃金を1ヶ月余分に支払い続けることになったとして、4月10日付の請求書の支払いを拒んでいる。

4.2 [原告] の請求を認容する。付加価値税を含め最大4,840ユーロまでの弁護士費用を支払う義務

⁴ 原語は、vaststellingsovereenkomst。

は、本件和解契約により生じるものである。De Interieurbouwers は、本件和解契約を締結することにより拘束力のある合意をした。De Interieurbouwers は、本件和解契約に含まれる合意を覆すことはできない。

- 4.3 口頭審理での質問に対し、[原告] は、弁護士費用の支払いは本件和解契約の中で唯一履行が残されている合意事項であると回答した。従って、当裁判所は、付加価値税を含む 4,840 ユーロの請求を認容する。なお、金銭債権の回収には他の強制執行手段があるため、(弁護士費用の支払いを間接的に強制するための) 罰金の支払いに関する請求を認めることはできない。
- 4.4 実際の訴訟費用(弁護士費用)の賠償請求を棄却する。なぜならば、[原告] も De Interieurbouwers との間で、発生した弁護士費用について 4,000 ユーロ(付加価値税別)を上限として補助する旨の拘束力のある合意を交わしたからである。結局のところ、本件の当事者は弁護士費用の「補助」について合意したのであって、この全額弁済に合意したわけではない。したがって、([原告] は) 差額は自分で負担しなければならない。なお、問題となる弁護士費用の大半は本件和解契約の締結前に発生したものである。その時点で提示された金額が[原告]にとって不十分であったのであれば、([原告] は) 異なる契約を締結すべきであった。また、当裁判所は、「De Interieurbouwers は善意に反して問題となる抗弁を行ったのであり、よって(原告が請求する) 訴訟費用の全額を支払わなければならない」という[原告]の主張は採用しない。原則として、当事者が訴訟費用の全額弁済を受ける権利を有するのは、訴訟手続法の濫用や不法行為があった場合に限られる。この点、抗弁を行うことが訴訟手続法の濫用または不法行為に該当する可能性があるのは、その明白な根拠の欠如から見て、問題となる相手方の利害に関連して、抗弁を省くべきだった場合に限られる。これが認められるハードルは決して低くない。本件和解契約の(弁護士費用の補助に関する) 条項には、一定の条件が付されていることを鑑みると、De Interieurbouwers が当該条件を主張することを非難することはできない。したがって、訴訟手続法の濫用にはあたらない。
- 4.5 訴訟手続法の濫用にあたらぬ以上、De Interieurbouwers に対して追加で提出された証拠書類と訴額の変更に関して答弁させる理由もない。実際、この点に関しては請求は棄却される。
- 4.6 De Interieurbouwers は敗訴したため、訴訟費用の支払いを命じられる。これらの訴訟費用(判決後費用を含む)の額は、以下の通りである：

呼出状送達費用	€	139.42	
裁判所費用	€	248.00	
弁護士費用	€	542.00	(2点 × € 271.00)
判決後費用	€	135.00	(判決文に明記される送達費用別)
合計	€	1,064.42	

5. 判決

小地区裁判所

- 5.1 De Interieurbouwers に対し、本判決の送達から 3 日以内に 4,840 ユーロを[原告]に支払うよう命じる；
- 5.2 De Interieurbouwers に対し、1,064.42 ユーロの訴訟費用の支払い、およびその旨の通知後 14 日以内の支払いを命じる。もし De Interieurbouwers が期限内に命令に従わず、その後判決が送達された場合は、送達費用を加算するものとする；

- 5.3 本判決に仮執行宣言を付す；
- 5.4 その他の請求は棄却する。

* * *